

5 申告書の記入要領及び記入例

口座振替納付を認められた事務組合は朱書で表示してください。

⑩…次により記入してください。

- なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。
- (イ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑬の合計の額を転記してください。ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑩欄の(イ)及び(ロ)に保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑦欄の合計額を転記してください。
 - (ロ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑨の合計の額を転記してください。
 - (ニ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑩の計欄の額を転記してください。
 - (ホ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑫の合計の額を転記してください。
 - (ハ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑮の合計の額を転記してください。

⑱…印書されている金額に疑問のある場合には、訂正しないで所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に照会してください。

⑳…保険料・拠出金申告書内訳の⑬の計欄の額と⑯の計欄の額を比較し、⑬の計欄の額より⑯の計欄の額の方が大きい場合には、その差引額を(イ)欄又は(ロ)欄に、⑬の計欄の額より⑯の計欄の額の方が少ない場合には、その差引額を(ハ)欄に記入してください。

㉑…次により記入してください。

- (イ)、(ト)及び(ヌ)…保険料の延納の申請をする場合には、保険料・拠出金申告書内訳の⑰の合計欄の概算保険料額を3で除した額を(イ)、(ト)及び(ヌ)に記入してください。ただし、除した額に1円又は2円の余りが生じた場合は、その余りを加えた額を(イ)に記入してください。
- 延納の申請をしない場合は、⑭の(イ)の概算保険料額をそのまま(イ)に記入してください。
- (ロ)…この申告書の⑳欄の(イ)の額を転記してください。ただし、⑳欄の(イ)の額が、㉑欄の(イ)の額より多い場合は㉑欄の(イ)の額と同額を記入してください。
- (ハ)…この申告書の⑳欄の(ハ)の額を転記してください。
- (ニ)…(ロ)充当額がある場合は、(イ)の額から(ロ)の額を差引いた額を記入し、(ハ)不足額がある場合は、(イ)の額に(ハ)の額を加えた額を記入してください。
- (ホ)…この申告書の⑩欄の(ハ)の額を転記してください。なお、一般拠出金は延納できません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0123456789

31759 石綿健康増進費法 一般拠出金

提出用

平成21年 6月 16日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計繰入徴収官殿

確定保険料 (労働+雇用) 3740796

労働保険分 1564806

雇用保険分 2175990

一般拠出金 7741

概算保険料 (労働+雇用) 3608579

労働保険分 1242240

雇用保険分 2366339

申告済概算保険料額 2,501,660

徴収済概算保険料額

差引額 1,239,136

延納の申請 納付回数 3

労働保険事務組合 〇〇商店街振興組合

組合長 〇〇〇

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

30841 〇〇労働局 00075394

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

平成 21

納付の目的

1. 平成 21年度 1期

2. 平成 20年度

納付の金額

労働保険内 2449738

一般拠出金 7741

合計額 2449738

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇労働局

④、⑤及び⑥…保険料・拠出金申告書内訳の④欄の合計数、⑤欄の合計数及び⑤欄の()内の数をそれぞれ転記してください。

ただし、第2種特別加入保険料の場合は、保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の④欄の合計数を転記してください。

⑭…次により記入してください。

なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

- (イ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑱の合計額を転記してください。ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑭欄の(イ)及び(ロ)に保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑩欄の合計額を転記してください。
- (ロ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑰の合計額を転記してください。
- (ホ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑮の合計額を転記してください。

⑰…延納の申請をする場合は「3」、延納の申請をしない場合は「1」と記入してください。

㉑…「別紙のとおり」と記入してください。

㉒…事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入し、代表者の記名押印又は署名をしてください。

印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。

万一、誤りがある場合には訂正しないで、所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に連絡してください。

納付書の金額は、㉑の(ニ)～(ハ)の額を転記してください。

なお、金額の前に必ず「¥」記号を付してください。

また、納付書の金額は訂正できません。記入誤りした場合は、所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)又は所轄労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。